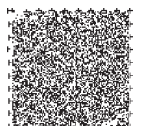


総論



（注１）「障がい」の表記について

本市では、障がい者の基本的人権を尊重し、心のバリアフリー*を推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記していますが、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

（注２）「＊」の表記について

本文中、「＊」のついた関係法律、用語については、巻末の「飯塚市障がい者計画の関係法律等」または「用語解説」に掲載しています。

（注３）本計画のグラフに用いられる構成比の数値の合計について

本計画に用いられるグラフ等の構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも１００とはならないことがあります。



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

わが国の障がい者福祉施策は、現在、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを施策の基本的な方向として進められています。このような方向性が示されるに至るまで、近年、さまざまな議論と制度改正が行われています。

平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法においては、障がいのある人となない人の地域社会における共生、障がい者に対する差別の禁止等が新たに規定されるとともに、教育・雇用・各種バリアフリー等の各分野に関する規定が改正・新設されました。

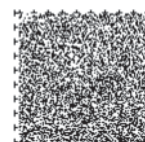
また、この動きと並行して平成 18 年 4 月から施行された「障害者自立支援法」は、その後さまざまな議論を経て、平成 25 年 4 月に難病等の方を含む障がい者の範囲の拡大をはじめとした制度改正を含む「障害者総合支援法」に改められました。

さらには、平成 24 年 10 月には障害者虐待防止法、平成 25 年 4 月には障害者優先調達推進法、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行されました。

その後、平成 30 年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築が義務付けられました。また、令和 3 年には、障害者差別解消法の改正、医療的ケア児支援法の施行、令和 4 年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、精神保健福祉法の改正など、新たな障がい者支援施策を盛り込んだ、法の施行・改正が進められています。

飯塚市においても、こうした国の方向性を踏まえながら、これまで「飯塚市障がい者計画」「飯塚市障がい福祉計画・飯塚市障がい児福祉計画」に基づき、様々な障がい者福祉に関する取組を進めてきました。

このたび「第 3 期飯塚市障がい者計画」の計画期間が終了することを受け、新たに上記関係法並びに国の基本計画に示された理念等を踏まえ、本市における障がい者施策の基本的方向性を定める「第 4 期飯塚市障がい者計画」を策定します。

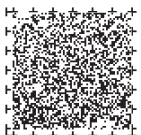
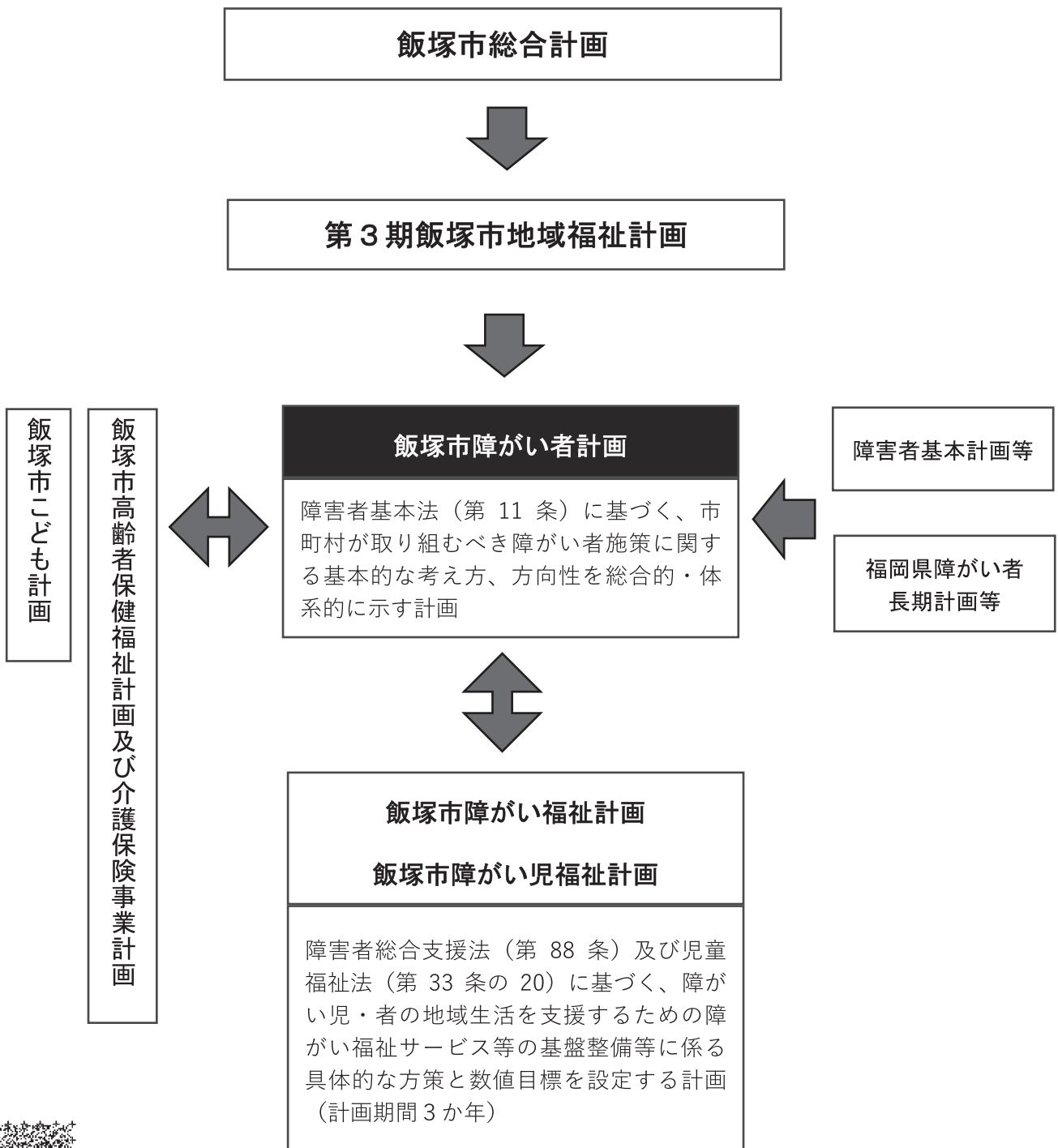


2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者の生活全般に関わる行政施策の基本的方向性を定める計画として位置づけられます。

また、市の最上位計画である「飯塚市総合計画」をはじめ、「飯塚市地域福祉計画」、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「飯塚市こども計画」等、市の関連計画との整合性の確保を図りながら本計画を策定するものです。

【計画の位置づけ】



【SDGsの理念との整合】

本市は、第2次飯塚市総合計画の中間見直しで、SDGsとの関連について示しました。

これを受けて、本計画に掲げる各施策を推進していくことで、関連するSDGsの目指すゴールの達成にも寄与できるものと考えます。

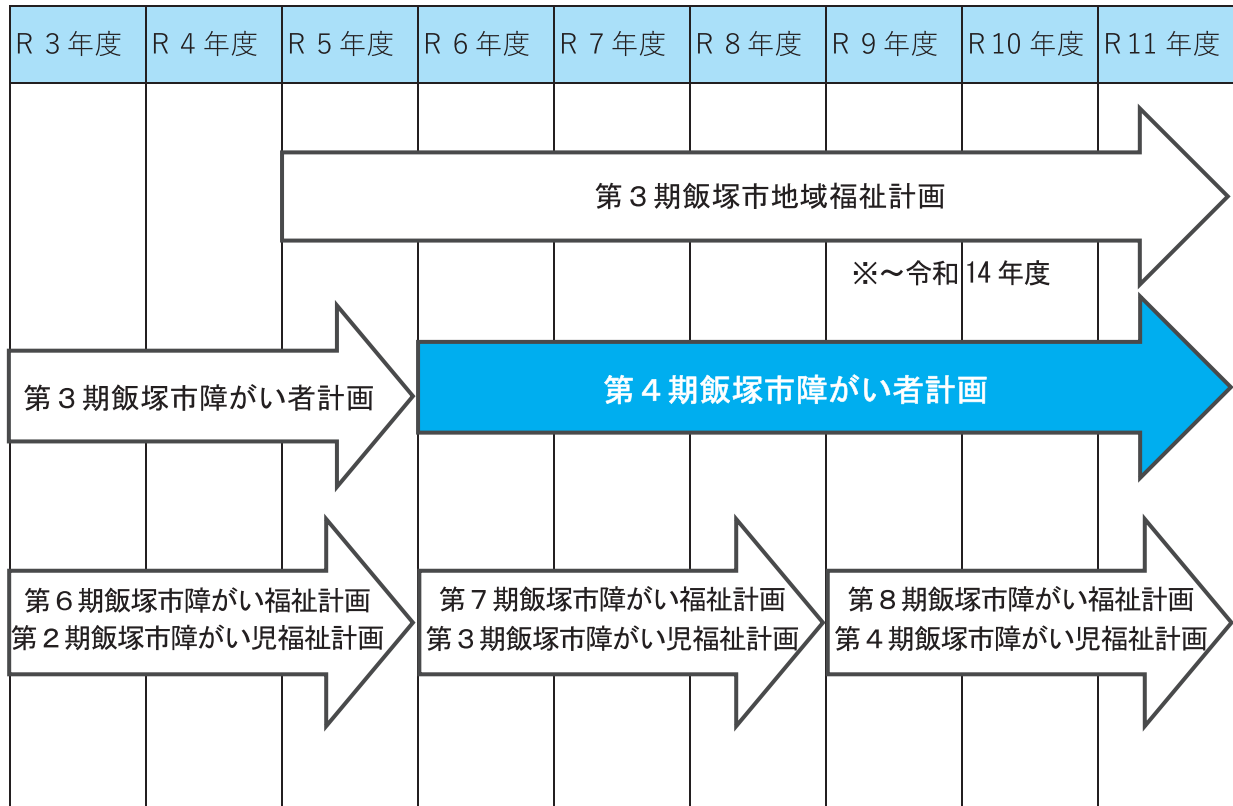


※SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標

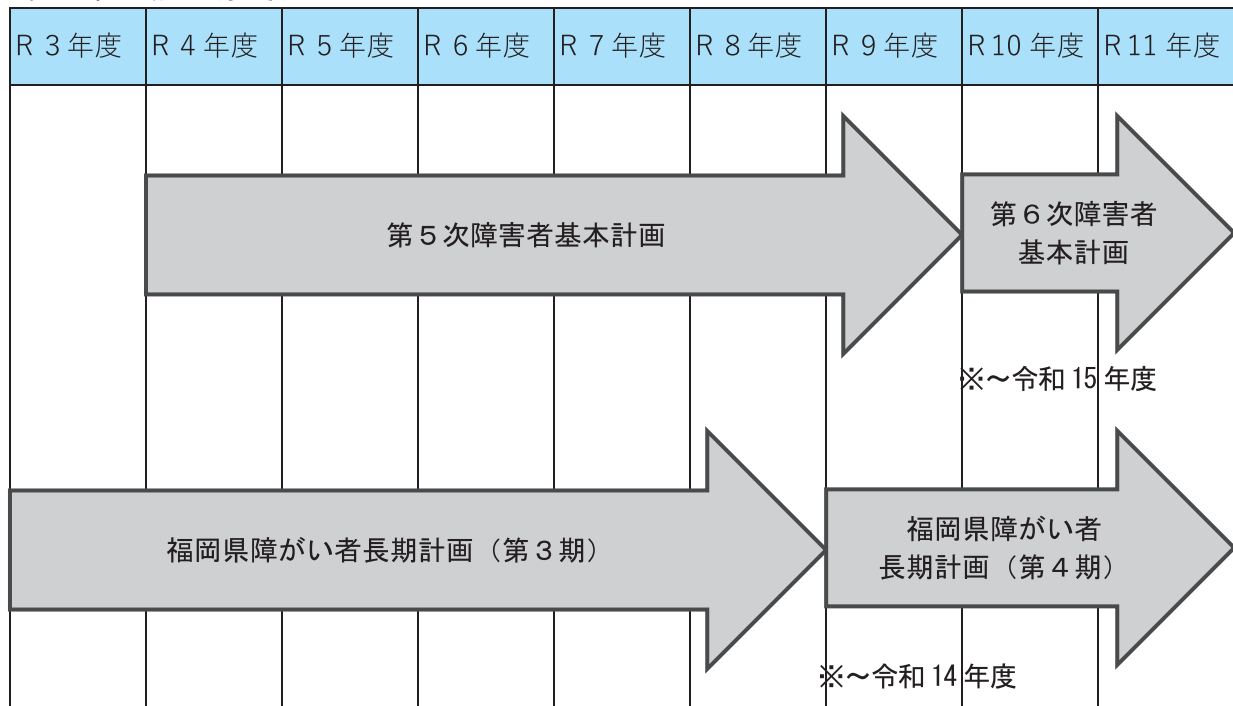


3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。
ただし、社会情勢の変化や関連法制度の改正等により、必要に応じて見直しを行います。



国・県の動向（参考）



4. 計画の策定体制と策定後の点検体制

(1) 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、市民や関係者の意見を広く反映するため、市民公募選出者や保健・福祉関係者、学識経験者等で構成する「飯塚市障がい者施策推進協議会」において検討を行いました。

また、上記協議会で検討した計画原案について市民意見募集を行い、計画に対する市民意見を広く聴取しました。

(2) 各種調査の実施

計画策定の基礎資料を得るため、次のような調査を実施しました。

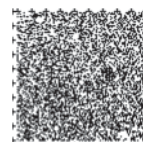
① アンケート調査（実施時期：令和4年12月）

飯塚市内の障がい者手帳所持者等に対し、生活の状況やニーズ、行政に対する要望等を把握することを目的に実施しました（アンケート調査票を郵送）。

また、障がいのない市民に対しても、障がい者福祉や障がい者に対する意識等を把握するため、同様に調査を実施しました。

《調査の概要》

調査対象		標本数	有効回収数	回収率
身体障がい者	身体障がい者手帳所持者 (18歳以上)	1,300 サンプル (抽出)	742 サンプル	57.1%
知的障がい者	療育手帳所持者 (18歳以上)	400 サンプル (抽出)	218 サンプル	54.5%
精神障がい者	自立支援医療（精神通院医療） 利用者 (18歳以上)	400 サンプル (抽出)	217 サンプル	54.3%
障がい児	障がい者手帳所持者及び手帳不 所持で障がい福祉サービス等の 支給決定を受けている児童 (18歳未満)	250 サンプル (抽出)	142 サンプル	56.8%
障がいのない市民	市内に居住する 18歳以上の人	2,000 サンプル (抽出)	993 サンプル	49.7%



② ヒアリング調査（実施時期：令和5年3月）

アンケート調査からは把握しにくい障がいのある人の意見や要望、生活面での課題や社会資源の状況等を把握することを目的として、障がい当事者や家族等で構成される団体に対してヒアリング調査（聴き取り形式による調査）を実施しました。

また、障がい者が地域生活を営む上で関わりが深いと考えられる公共的機関（交通機関や集客の多い店舗等）を対象に、障がい者にとっての利便性対策や障がい者雇用に関する考え方等について同様に調査しました。

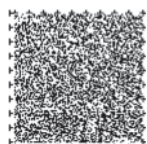
《調査の概要》

（☆）印は書面調査

調査対象	
1. 身体障がい 当事者団体	① 飯塚市身体障害者福祉協会（☆） ⑥ パーキンソン病友の会 ② 飯塚盲人会（☆） ③ 飯塚市聴覚障害者協会 ④ オストミー協会福岡県支部筑豊分会（☆） ⑤ 福岡県腎臓病患者連絡協議会（☆）
2. 知的障がい 当事者団体	① 飯塚市手をつなぐ親の会 ② ぼれぼれの会 ③ 日本ダウン症協会福岡支部 ④ ドリームキッズ ⑤ 公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・福岡（☆）
3. 精神障がい 当事者団体	① 嘉飯山地区精神障害者家族会「いずみ会」 ② 精神障害者SHGピア・ライフ・ネット
4. 依存症自助 グループ	① 福岡県断酒連合会飯塚断酒友の会（☆） ② G A いいづか（☆） ③ A A 福岡飯塚グループ（☆）
5. 障がい児 家族団体	Nっ子ネットワーク カンガルーの親子
6. 障がい児・者 支援団体	① 点訳ボランティアキャンドル ④ 穂声 ② 音訊いいづか ③ Warm Blue IIZUKA 実行委員会（☆）
7. 障がい者基幹 相談支援セン ター	1 か所（☆）
8. 公共的機関	① 公共交通機関 3 事業者（☆） ② 金融機関等 2 事業者（☆） ③ 障がい者を雇用している民間企業 2 事業者（☆）

（3）策定後の点検体制

計画策定機関である飯塚市障がい者施策推進協議会において、各施策分野における計画の推進状況を把握しながら、策定後の点検を引き続き実施していきます。



第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況

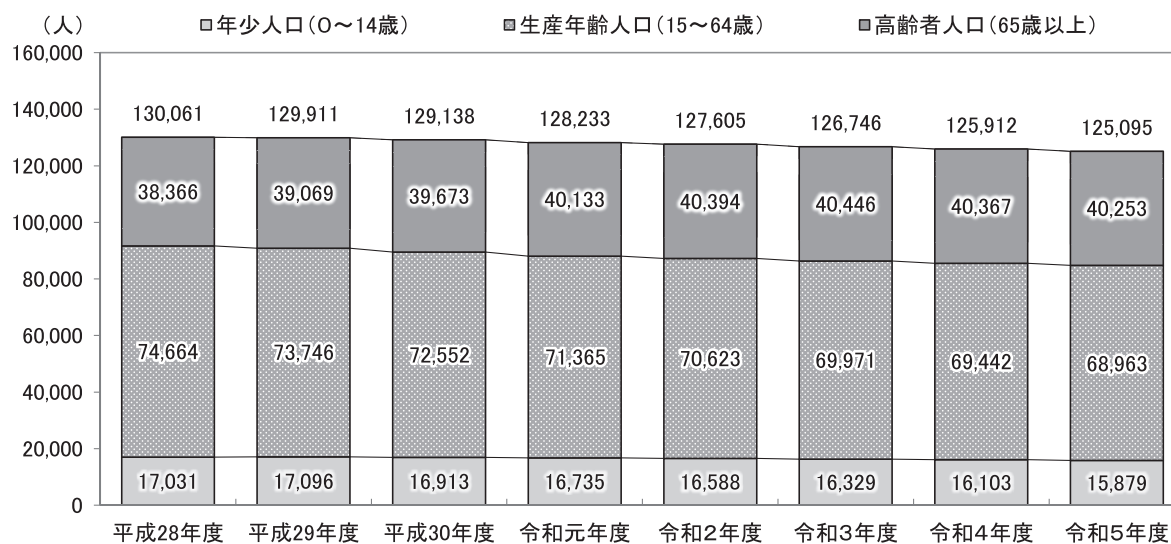
(1) 人口の状況

① 人口の推移

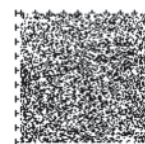
本市の総人口は、令和5年9月末現在で125,095人であり、年々減少傾向にあります。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）は一貫して減少傾向にあり、年少人口（0～14歳）は平成30年以降、高齢者人口（65歳以上）は令和4年以降減少しています。

【総人口の推移】



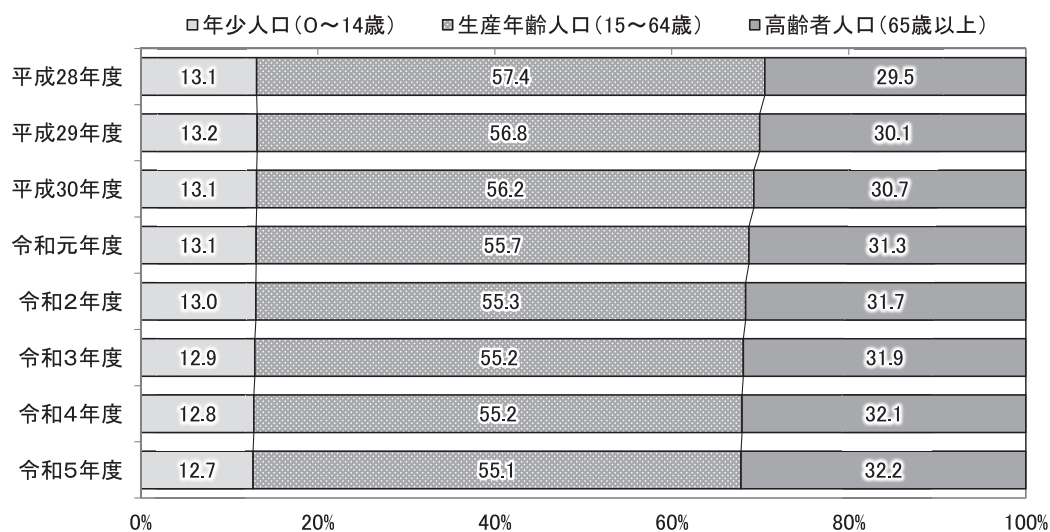
資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）



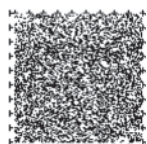
② 年齢3区分別人口構成の推移

人口の推移を年齢3区分別の構成比で見ると、年少人口（0～14歳）の割合は横ばい、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

【年齢3区分別人口構成の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

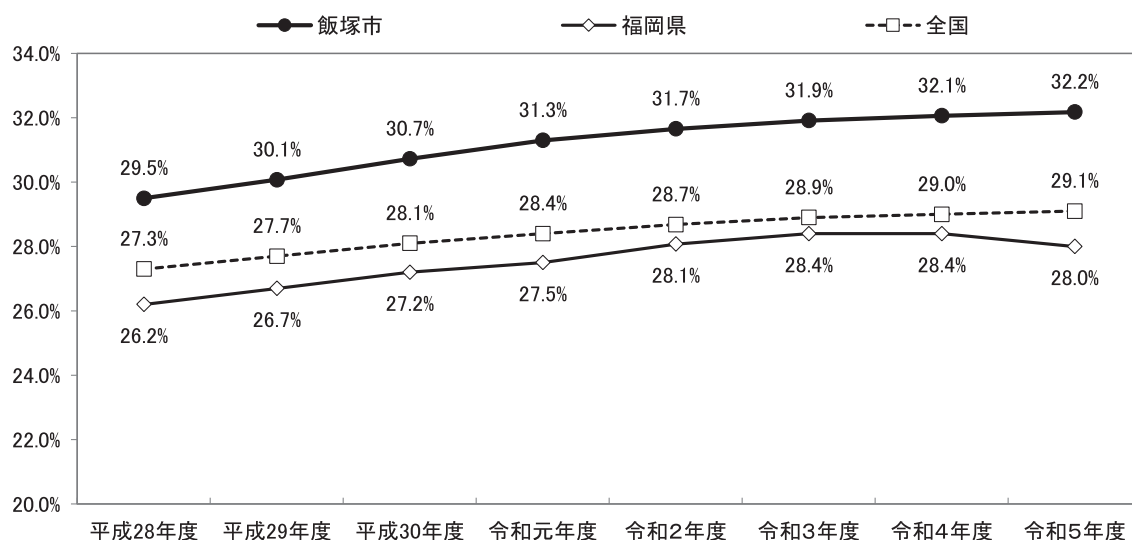


③ 総人口に占める高齢人口の割合の推移

令和5年9月末現在における本市の総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は、32.2%となっています。また、本市の高齢化率は、国・県より高い水準で推移しており、高齢化が進行している地域であることがわかります。

全国的な傾向と同様に高齢化率は年々上昇しており、今後もさらに進行することが予測されます。

【高齢化率の推移】



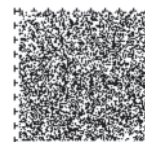
資料：飯塚市 住民基本台帳（各年9月30日）

福岡県 福岡県の人口と世帯年報 ※令和2年度：国勢調査

令和5年度：住民基本台帳

国 総務省「人口推計」

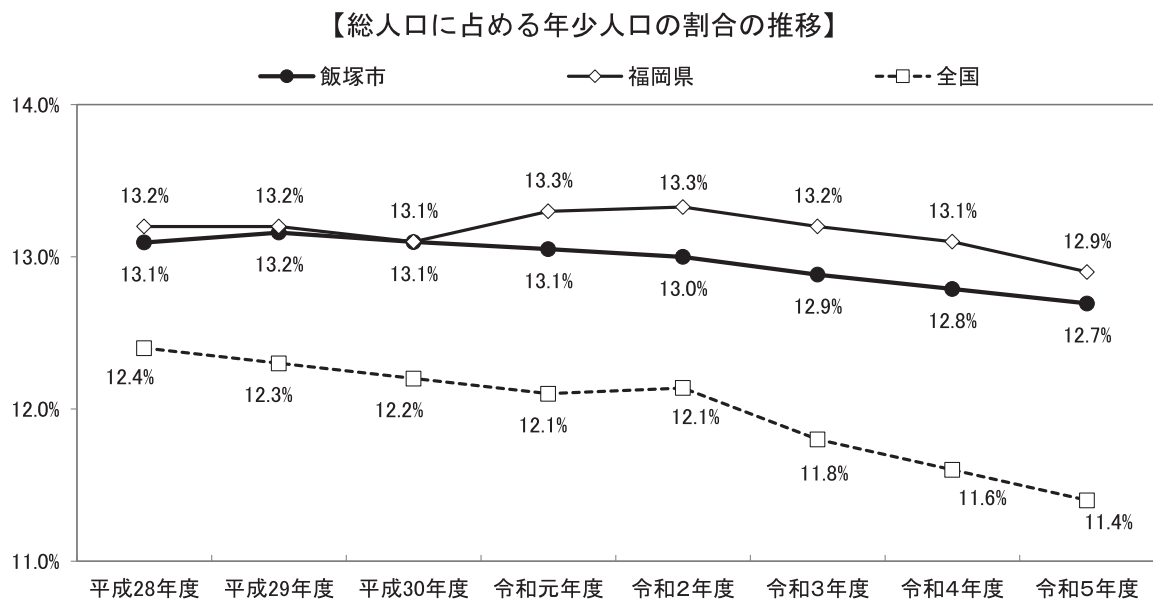
※令和2年度のみ国勢調査



④ 総人口に占める年少人口の割合の推移

令和5年9月末現在における本市の総人口に占める年少人口の割合は、12.7%となっています。

本市におけるこの割合は微減傾向にあります。全国と比べると、やや緩やかなものになっています。

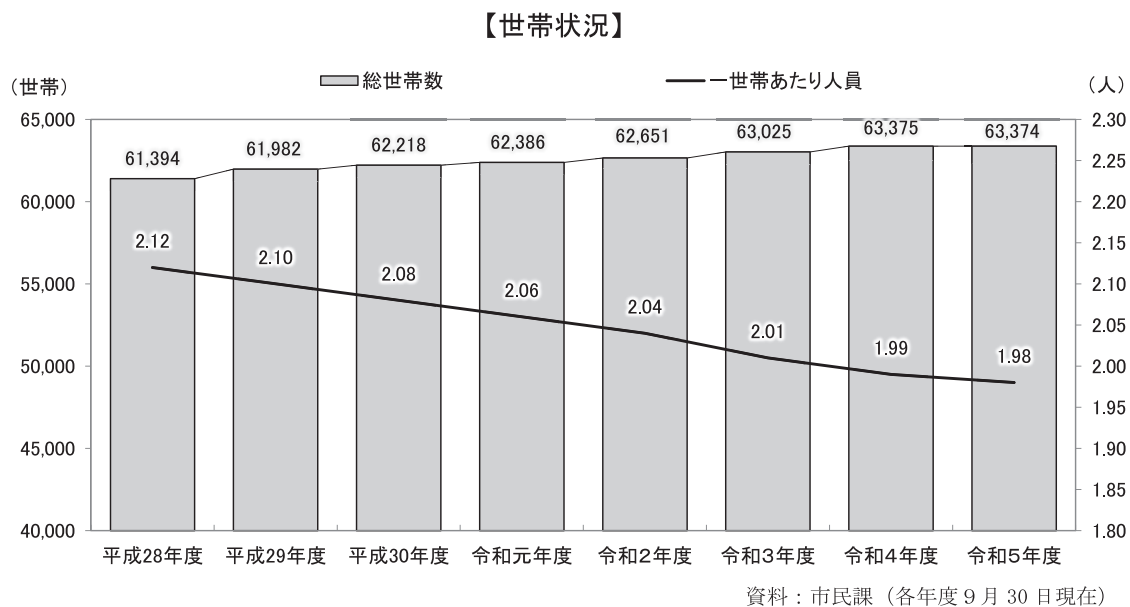


資料：飯塚市 住民基本台帳（各年9月30日）
 福岡県 福岡県の人口と世帯年報 ※令和2年度のみ国勢調査
 国 総務省「人口推計」 ※令和2年度のみ国勢調査



⑤ 世帯状況

本市の総世帯数は、令和5年9月末現在 63,374 世帯であり、一貫して増加傾向にあります。
総世帯数は増加しているものの、一世帯あたり人員は年々減少し、世帯の少人数化が進行しています。

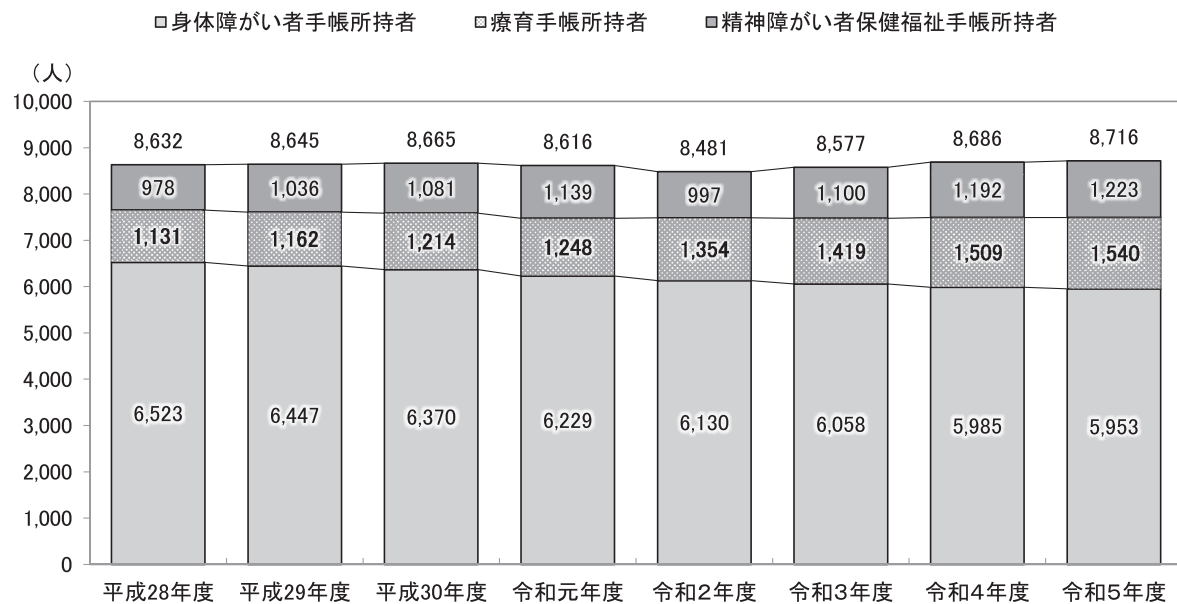


2. 障がい者の状況

(1) 障がい者数（全体）

令和5年9月末現在、障がい者手帳所持者は8,716人（身体障がい者手帳：5,953人、療育手帳：1,540人、精神障がい者保健福祉手帳：1,223人）で、これは総人口の6.97%にあたります。

【各手帳所持者数の推移】



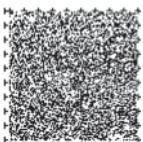
資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日）

【各手帳所持者数・自立支援医療利用者数（精神）の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい者手帳所持者数	6,523	6,447	6,370	6,229	6,130	6,058	5,985	5,953
総人口に占める割合	5.02%	4.96%	4.93%	4.86%	4.80%	4.78%	4.75%	4.76%
療育手帳所持者数	1,131	1,162	1,214	1,248	1,354	1,419	1,509	1,540
総人口に占める割合	0.87%	0.89%	0.94%	0.97%	1.06%	1.12%	1.20%	1.23%
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	978	1,036	1,081	1,139	997	1,100	1,192	1,223
総人口に占める割合	0.75%	0.80%	0.84%	0.89%	0.78%	0.87%	0.95%	0.98%
計	8,632	8,645	8,665	8,616	8,481	8,577	8,686	8,716
総人口に占める割合	6.64%	6.65%	6.71%	6.72%	6.65%	6.77%	6.90%	6.97%
自立支援医療利用者（精神）	1,725	1,801	2,002	2,038	2,038	2,062	2,329	2,584
総人口に占める割合	1.33%	1.39%	1.55%	1.59%	1.60%	1.63%	1.85%	2.07%

資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日）

※自立支援医療利用者のR2年度はコロナ特例のため対象外（H31年度末のデータを利用）

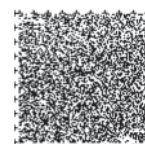


(2) 障がい者のいる世帯の状況

令和4年10月末時点の障がい者のいる世帯は、各手帳所持者で7,763世帯、自立支援医療利用者（精神）で2,010世帯となっています。なお、各手帳所持者のいる世帯の3割強は障がい者だけで生活している世帯で、その中で単身世帯の割合は高くなっています。

【障がい者のいる世帯数】

			障害者のいる総世帯数				
			計	うち障がい者だけの世帯			
				計	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
各手帳所持者	平成26年10月	世帯(世帯)	8,042	3,285	3,059	216	10
		構成比	100.0	40.8	38.0	2.7	0.1
	平成29年10月	世帯(世帯)	8,273	3,655	3,415	232	8
		構成比	100.0	44.2	41.3	2.8	0.1
	令和2年10月	世帯(世帯)	7,720	2,661	2,514	133	14
		構成比	100.0	34.5	32.6	1.7	0.2
	令和3年10月	世帯(世帯)	7,737	2,701	2,559	129	13
		構成比	100.0	34.9	33.1	1.7	0.2
	令和4年10月	世帯(世帯)	7,763	2,707	2,564	124	19
		構成比	100.0	34.9	33.0	1.6	0.2
自立支援医療利用者 (精神)	平成26年10月	世帯(世帯)	1,496	634	602	30	2
		構成比	100.0	42.4	40.2	2.0	0.1
	平成29年10月	世帯(世帯)	1,622	716	660	48	8
		構成比	100.0	44.1	40.7	3.0	0.5
	令和2年10月	世帯(世帯)	1,879	753	730	22	1
		構成比	100.0	40.1	38.9	1.2	0.1
	令和3年10月	世帯(世帯)	1,850	782	764	17	1
		構成比	100.0	42.3	41.3	0.9	0.1
	令和4年10月	世帯(世帯)	2,010	861	833	27	1
		構成比	100.0	42.8	41.4	1.3	0.1

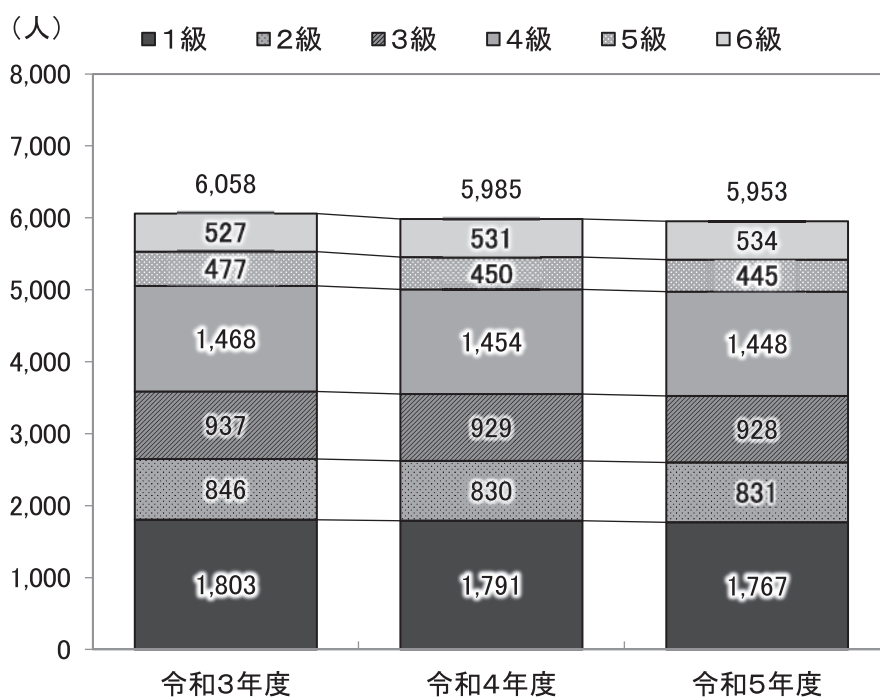


（３）身体障がい者の状況

身体障がい者手帳所持者数は、近年微減傾向にあります。

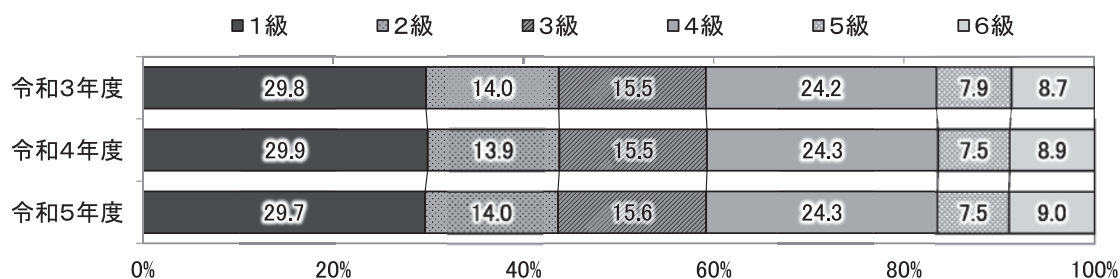
等級別にみると、令和５年９月末時点で１～２級の重度者が多く、２,５９８人となっています。構成比でみると、いずれの年も１～２級の重度者の占める割合が高く、４割を超えています。

【身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移】

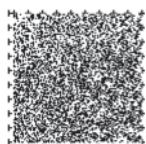


資料：社会・障がい者福祉課（各年度３月３１日現在、令和５年度９月３０日）

【身体障がい者手帳所持者数（等級別）構成比の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度３月３１日現在、令和５年度９月３０日）

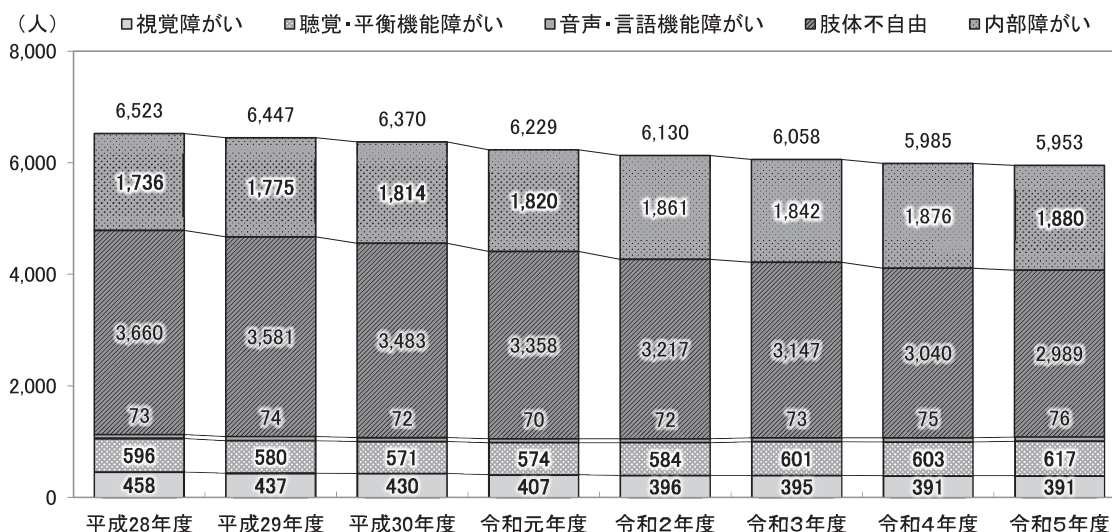


令和5年9月末現在の身体障がい者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が2,989人で最も多く、次いで「内部障がい」(1,880人)、「聴覚・平衡機能障がい」(617人)、「視覚障がい」(391人)、「音声・言語機能障がい」(76人)となっています。

障がいの種類別の推移をみると「聴覚・平衡機能障がい」、「内部障がい」は増加傾向にあり、「視覚障がい」、「肢体不自由」は減少傾向にあります。

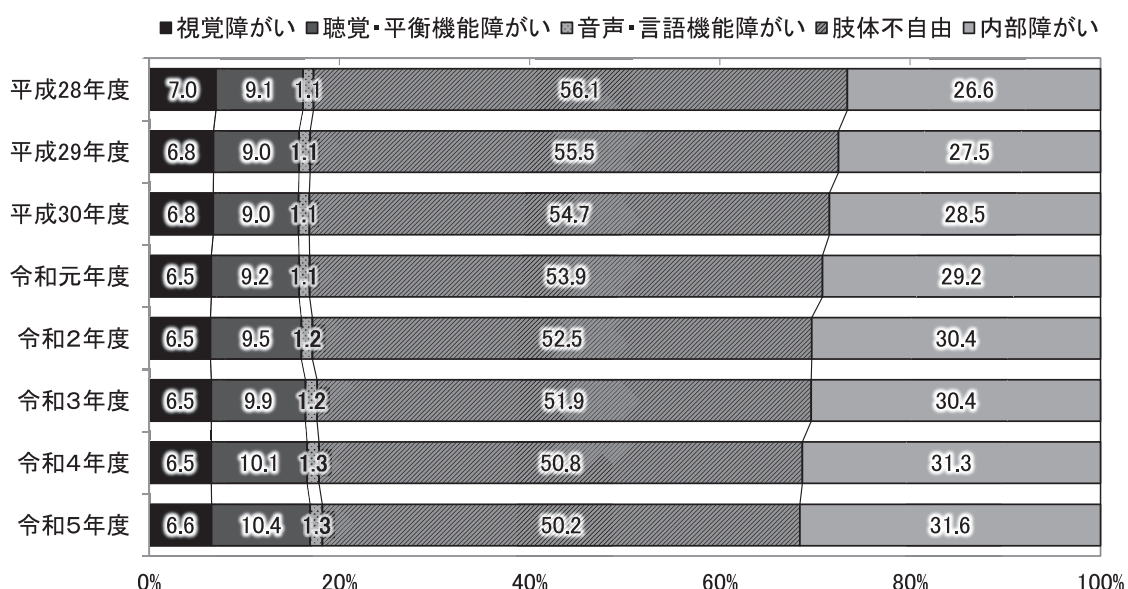
障がいの種類別構成比の推移をみると、「内部障がい」が年々増加しています。

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）の推移】

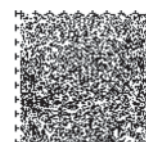


資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日）

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）構成比の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日）



令和５年９月末現在の障がいの等級を障がい種類別にみると、聴覚・平衡機能障がいは６級、視覚障がい、内部障がいは１級で多くなっています。

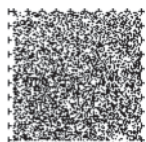
【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別等級別）】

(人)

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
視覚障がい	136	124	23	23	51	34	391
聴覚・平衡機能障がい	44	106	64	146	5	252	617
音声・言語機能障がい	1	2	45	28	0	0	76
肢体不自由	440	571	520	821	389	248	2,989
内部障がい(注)	1,146	28	276	430	0	0	1,880
合 計	1,767	831	928	1,448	445	534	5,953

(注) 内部障がい＝心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の各機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

資料：社会・障がい者福祉課（令和５年度９月３０日現在）

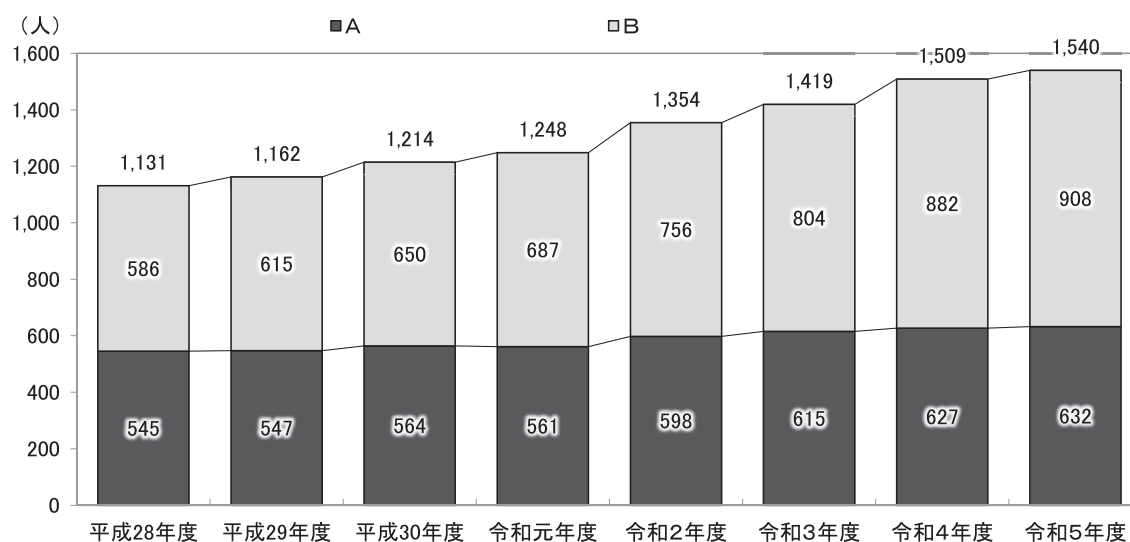


(4) 知的障がい者の状況

令和5年9月末現在の療育手帳所持者は1,540人（「療育手帳A」632人、「療育手帳B」908人）となっており、年々増加傾向にあります。

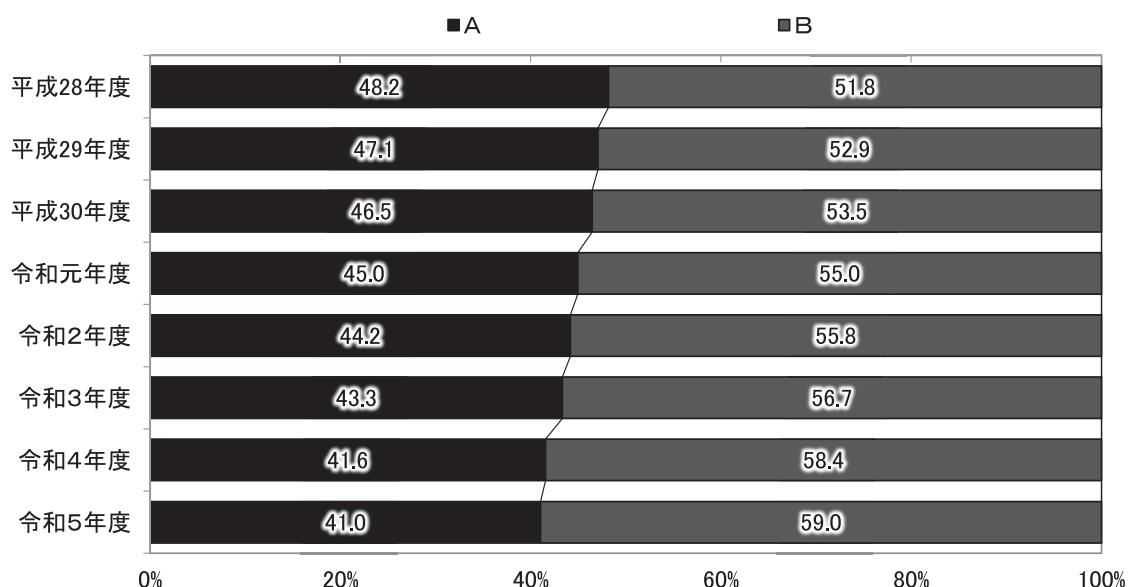
等級別構成比の推移をみると、いずれの年度も「療育手帳B」が「療育手帳A」を上回っています。

【療育手帳所持者数（等級別）の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日現在）

【療育手帳所持者数（等級別）構成比の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日現在）



令和５年９月末現在の年齢構成を等級別にみると、療育手帳Ａでは「１８歳以上」、療育手帳Ｂでは「６４歳以下」が、それぞれ９割前後を占めています。

【療育手帳所持者数（等級別年齢別）構成比】

（人）

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A	79	416	137	632
B	289	547	72	908
合 計	368	963	209	1,540

資料：社会・障がい者福祉課（令和５年９月３０日現在）

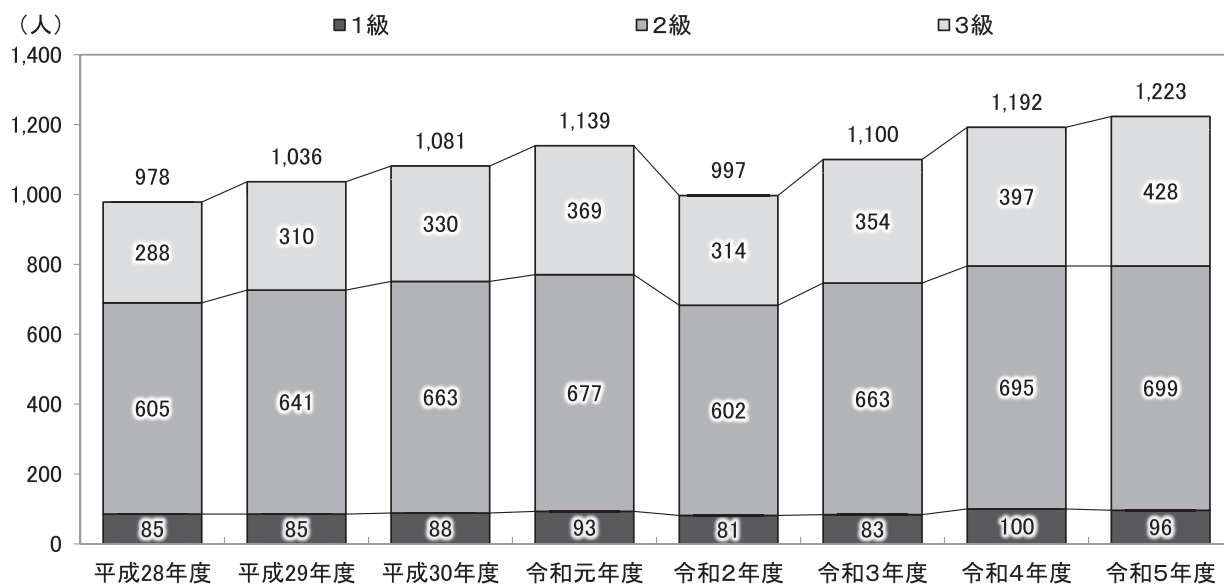


(5) 精神障がい者の状況

令和5年9月末現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者は1,223人（「1級」96人、「2級」699人、「3級」428人）となっており、全体に増加傾向にあります。令和2年度には一旦減少し、その後増加に転じています。等級別にみても同様の傾向になっています。

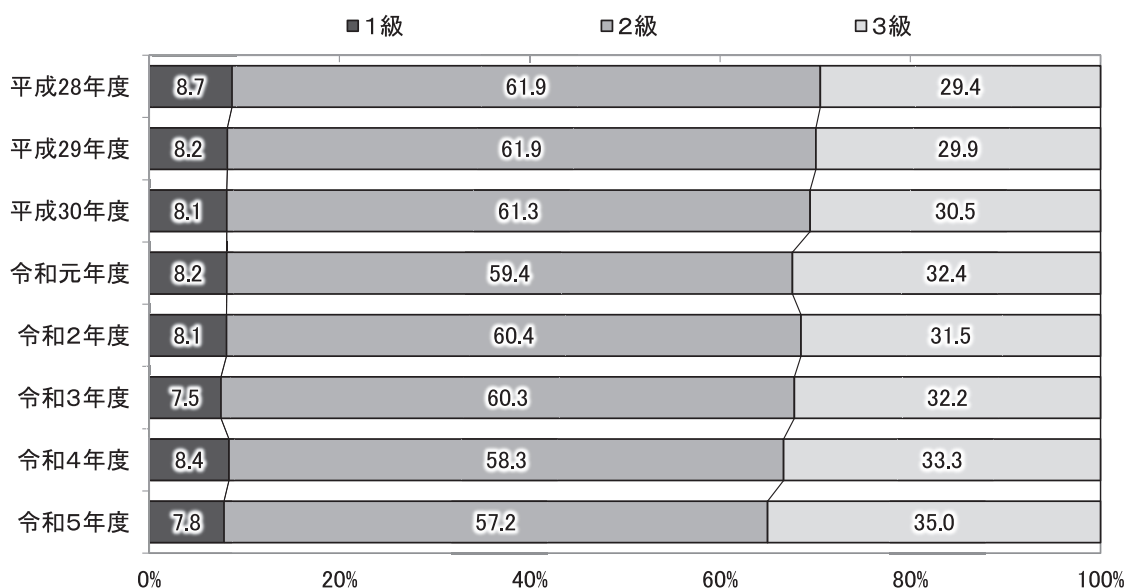
等級別構成比の推移をみると、いずれも「2級」の割合が最も高くなっていますが、近年減少傾向にあります。一方、「3級」は増加傾向にあります。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日現在）

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）構成比の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日現在）



【精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別年齢別）】

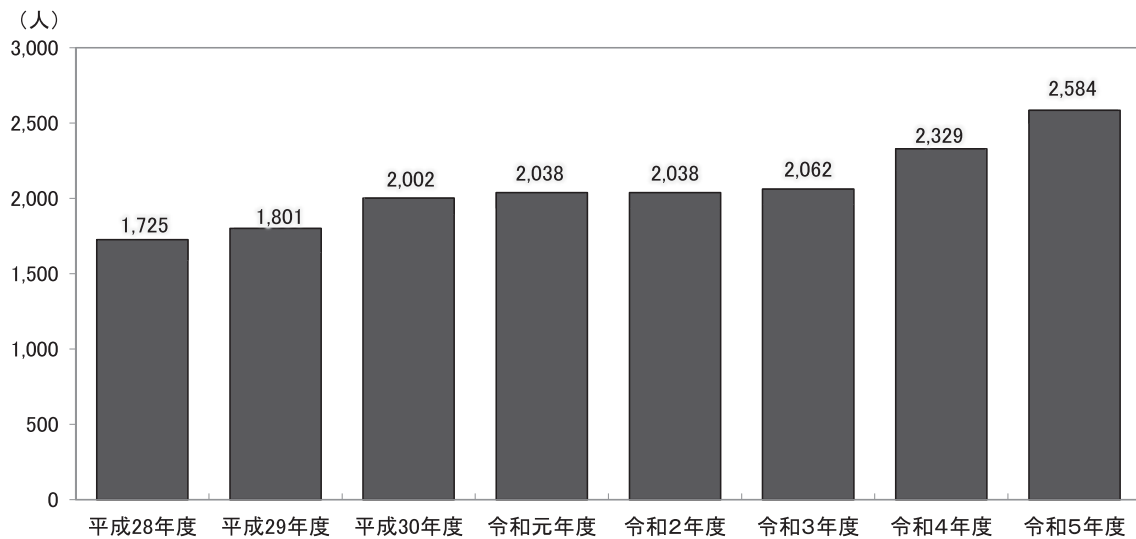
（人）

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1級	1	50	45	96
2級	17	519	163	699
3級	32	351	45	428
合 計	50	920	253	1223

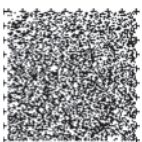
資料：社会・障がい者福祉課（令和5年9月30日現在）

自立支援医療（精神）の利用者数は、令和5年度9月末時点で2,584人となっており、近年一貫して増加傾向にあります。

【自立支援医療（精神）利用者数の推移】

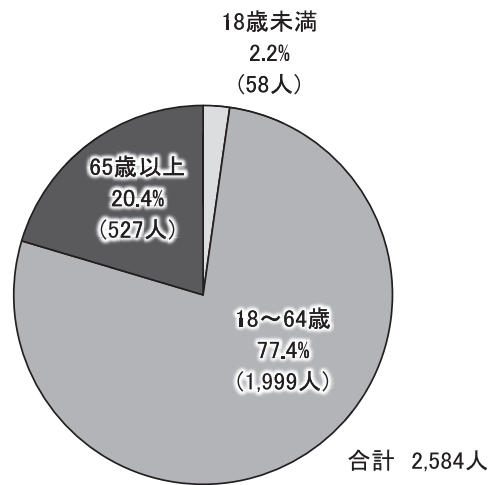


資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日現在）



令和5年度9月末現在の年齢構成をみると、「18～64歳」が8割近くを占めています。

【年齢別自立支援医療（精神）利用者数】



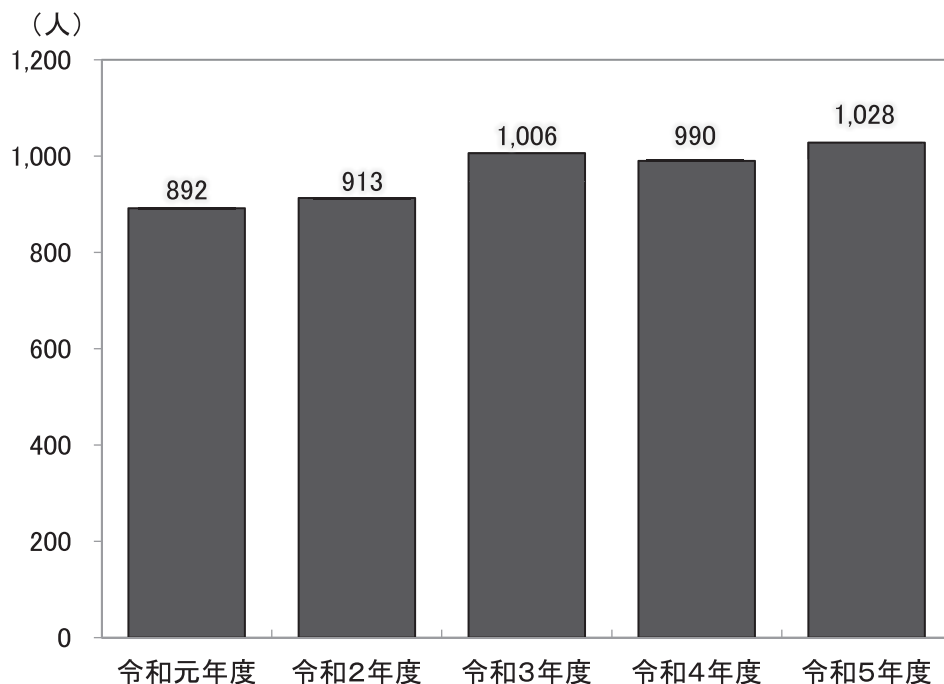
資料：社会・障がい者福祉課（令和5年度9月30日現在）

（6）特定疾患医療受給者証所持者数の状況

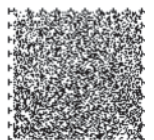
平成25年4月から施行された障害者総合支援法により、原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病の方も、障がい福祉サービスが利用できる障がい者の範囲に含まれることになりました。

難病のうち、医療費の公費助成の対象となる特定疾患の方については、令和5年4月1日現在では1,028人となっており、近年は概ね増加傾向にあります。

【特定疾患医療受給者証所持者数の推移】



資料：福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課（各年度4月1日現在）



(7) 障がい児の状況

① 保育の状況

障がい児保育・教育の状況をみると、令和4年度末現在、保育所に在籍している障がい児（障がい者手帳を所持している児童）は106人、加配保育士数は27人となっています。
幼稚園に在籍している障がい児（障がい者手帳を所持している児童）は30人です。

【保育所における障がい児の在籍状況】

	1歳未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
在籍児童数(人)	940	637	655	650	652	—	3,534
在籍障がい児数(人)	2	9	24	34	37	—	106
加配保育士数(人)	0	3	6	7	11	—	27

【幼稚園における障がい児の在籍状況】

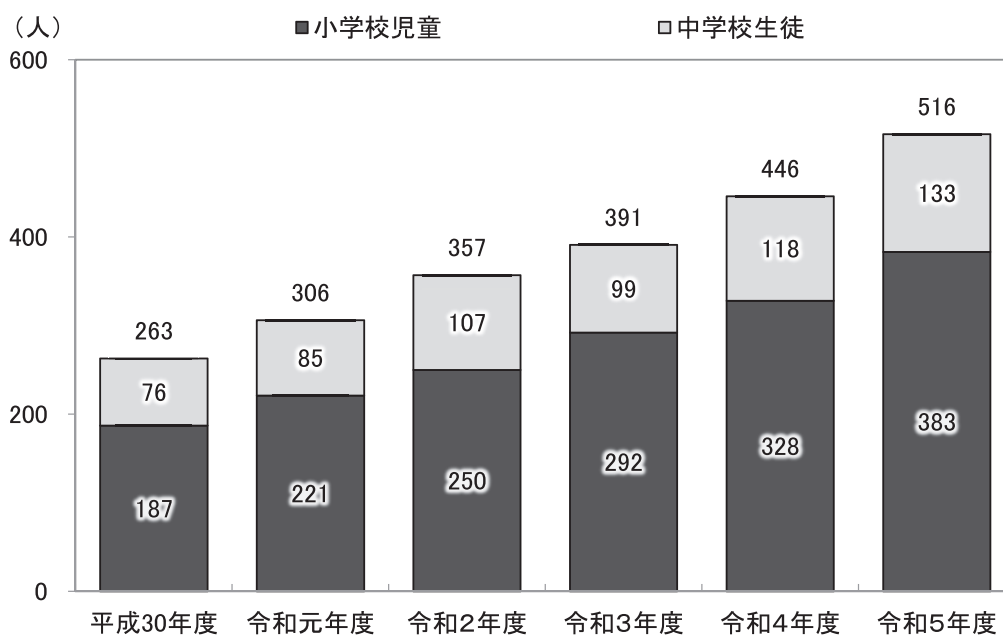
	3歳	4歳	5歳	合計
在籍児童数(人)	299	343	397	1,039
在籍障がい児数(人)	1	5	24	30

資料：保育課（令和5年3月31日現在）

② 就学状況

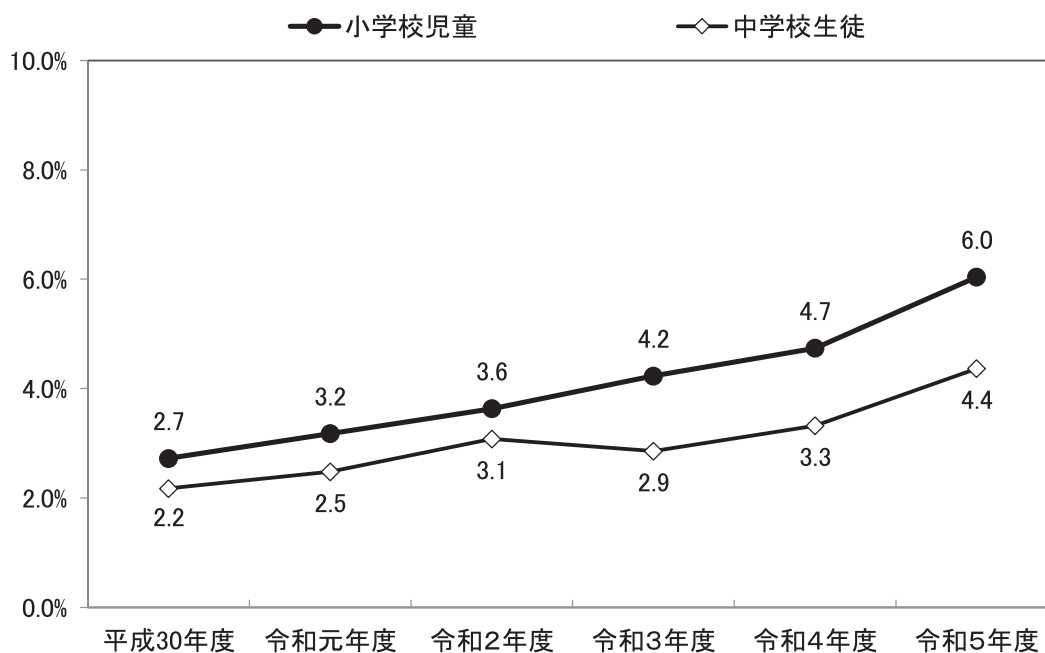
令和5年5月1日現在、飯塚市の小・中学校における特別支援学級児童・生徒数は小学校児童383人、中学校生徒133人であり、児童・生徒の数は増加傾向にあります。

【特別支援学級在籍児童・生徒数の推移】



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

【特別支援学級在籍児童・生徒数の割合の推移】



資料：統計いづか

令和5年5月1日現在、飯塚市内における特別支援学級の設置校数は小学校 17 校、中学校 10 校の計 27 校となっています。また、通級指導教室は小学校 3 校、中学校 1 校となっています。

令和4年度の特別支援学校の就学状況では、小学校で 68 人。中学校で 38 人となっています。放課後児童クラブにおける障がい児の在籍状況は 48 人で、在籍児童数全体の 2.1%となっています。

【特別支援学級設置状況】

	設置校数	学級数		児童生徒数
小学校	17	肢体不自由	3	6
		知的障がい	31	185
		自閉症・情緒障がい	33	191
		病弱	0	0
		弱視	0	0
		難聴	1	1
中学校	10	肢体不自由	2	4
		知的障がい	14	71
		自閉症・情緒障がい	11	56
		弱視	1	1
		難聴	1	1
合 計	27	97		516

資料：学校教育課（令和5年5月1日現在）



【通級指導教室設置状況】

	設置校数	教室数	通級指導に係る 児童・生徒数
小学校	3	3	33
中学校	1	1	16

資料：学校教育課（令和5年5月1日現在）

【特別支援学校の就学状況】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	嘉穂特別支援学校	46	49	50	58	60
	直方特別支援学校	1	2	4	5	7
	北九州視覚特別支援学校	1	1	1	0	1
	福岡視覚特別支援学校	1	1	0	0	0
	合計	49	53	55	63	68
中学校	嘉穂特別支援学校	25	27	27	26	36
	直方特別支援学校	2	1	1	1	1
	北九州視覚特別支援学校	0	0	1	1	1
	福岡視覚特別支援学校	1	0	0	0	0
	合計	28	28	29	28	38

資料：学校教育課（各年度3月31日現在）

【放課後児童クラブにおける障がい児の在籍状況】

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
在籍児童数(人)	583	586	497	349	201	101	2,317
在籍障がい児数(人)	4	12	17	9	6	0	48
在籍箇所数(箇所)	4	9	10	5	6	0	

資料：学校教育課（各年度4月1日現在）

（８）発達障がいの状況

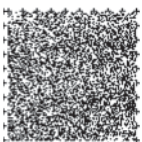
令和4年度に飯塚市保健センターで実施している保育所、幼稚園等の巡回相談において、個別相談に至った児童は142人となっています。

【巡回相談の結果、個別相談に至った児童数】

(人)

個別の相談後の対応	3歳未満児	3歳児 (年度中に 4歳到達)	4歳児 (年度中に 5歳到達)	5歳児 (年度中に 6歳到達)	合計
療育関連施設への紹介	5	15	14	9	43
就学支援	0	0	0	37	37
継続フォロー(見守り)	4	14	13	12	43
その他のアドバイス等	0	8	7	4	19
計	9	37	34	62	142

資料：保健センター（令和4年実施分）



第3章 計画の基本方針

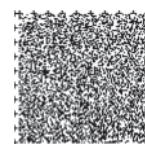
1. 基本理念

平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間を計画期間とする第 3 期飯塚市障がい者計画は、「日常生活や社会生活を営む上で支障となる事柄（＝社会的障壁）によって困っている障がい者が存在し、それを除去する負担が大きすぎない時は、障がい者が社会参加を実現し、能力を発揮できる環境を整備するための配慮（＝合理的配慮）をしなければならない」という考え方に基つき、「社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮」を行う視点に立って、本市の障がい者施策のあり方を定めています。

さらに、平成 25 年 8 月に実施した障がい者等実態調査（アンケート調査及びヒアリング調査）では、障がい者に関する正しい理解を市民一人ひとりに浸透させるため、啓発等に係る一層の取り組みが必要であるという声が多く寄せられたことから、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会づくりを目指して、計画の基本理念を「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」としました。

現在国では、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

この考え方は、障がい者を含めた様々な地域がともに支え、支えあうことを目指し、飯塚市の第 3 期飯塚市障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」と趣旨を同じくすることから、第 4 期計画においても、引き続きこの基本理念を踏襲し、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる地域社会づくりを目指します。



障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり

2. 基本目標

計画の基本理念に掲げた「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」を実現するため、4つの基本目標についても第3期計画を踏襲します。

(1)「障がい者に関する正しい理解の促進」

あらゆる機会を通じて障がい者理解のための広報啓発や教育を行い、市民一人ひとりが、地域でともに暮らす仲間として障がい者を正しく理解し、接することができるよう、「心のバリアフリー」を進めます。

(2)「障がい者の権利の擁護」

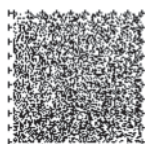
障がい者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現をめざそうとする活動を制限したり、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利を守るためのあらゆる方策を推進します。

(3)「障がい者の自立と社会参加の促進」

企業や学校、地域社会等の様々な関係機関・団体と協働しながら、すべての障がい者が自らの選択によって、就労や余暇活動等のあらゆる社会活動に積極的に参加できるよう、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及びニーズに応じた支援の充実に取組みます。

(4)「生活環境におけるバリアフリー化の推進」

「障がい者にとって住みよいまち、すべての人にとって住みよいまちである」という認識にたち、公共交通機関や民間施設とも連携して、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づいた市民誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。また、障がい者がその意思に基づき、円滑に必要な情報を取得・利用し、他人との意思疎通を図ることができる環境づくりに努めます。



3. 施策推進のための「横断的視点」

本計画の基本理念及び基本目標を実現するために取り組む施策の各分野には、共通する取組の視点があります。これを「横断的視点」として整理し、この視点からのアプローチと合わせて各分野関係施策を推進します。

(1) 障がい者を支えるひとづくり

障がいの有無にかかわらず「ひと」は、地域での日常生活、教育、就労、余暇活動など、さまざまな場面で多くの「ひと」と関わりを持って暮らしています。しかしながら、障がいのある人が障がいのない人と同じようにあらゆる分野の活動に参加するためには、「社会的障壁」を取り除く配慮について市民の協力を得ていく必要があります。そのため、障がいについての理解を深め、行動を起こすことのできる「ひと」を育てていくことが、障がい者の地域での自立と社会参加を促進することにつながります。身近な地域においては、普段の生活の中で関わりを持ちながら必要な支援につなげていく人材の確保・育成が必要です。また、多様化する障がい者のニーズに適切に対応するため、サービス事業者をはじめとした関係機関等における専門職の資質向上を図ることが求められます。なかでも、すべての市職員がそれぞれの部署で障がい者に対して適切に行政サービスを提供できるよう、研修等を充実させることが必要です。障がい者が地域で生活するためには、行政やサービス事業所等の専門職による支援だけでなく、ボランティアによる日常的できめ細かな支援がたいへん重要な役割を果たしています。従って、市民に対してボランティア活動に関する知識の普及に努め、ボランティア活動に従事する人材を増やすとともに、関係機関と連携して各種ボランティア団体の活動を支援していくことが必要です。上記のようなさまざまな場面におけるひとづくりを通して、市民一人ひとりが障がい者に関する理解を深め、共生社会を構成する一員として互いに尊重される地域をつくるのが大切です。

① 地域で活動する人材の育成と連携

○民生委員・児童委員*、福祉委員*等による見守りをはじめとする地域の支援活動を促進します。

○障がい者が身近な地域で生活面のさまざまなことを相談できる障がい者相談員の確保と育成に努めます。

② 専門職の質の向上

○障がい者の支援に携わる関係者（相談支援事業所職員、サービス事業所職員等）が自発的に行う研修会等の各種活動を支援することによって、地域における専門職員の養成と資質向上を図ります。

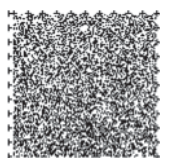
○市職員を対象とした各種研修の実施や障がい者対応マニュアルの活用を通じて、障がいに関する理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの職員が障がい者と同じ目線で適切な行政サービスを提供できるよう、接遇能力の向上を図ります。

○特別支援学級設置校等の教員に対する研修の実施等を通じて、障がいのある児童・生徒に対する指導力の向上を図ります。

③ ボランティア活動の促進

○飯塚市社会福祉協議会が実施する各種ボランティア養成講座の周知をはじめ、ボランティア活動に関する知識の普及に努めます。

○手話の会、音訳・点訳ボランティアなど、各種ボランティア団体の活動を支援します。



(2) つながるしくみづくり

障がい者の生活のしづらさは、それを解決するサービス等につながって初めて解消でき、障がい者が自らの能力を最大限に発揮できるようになります。障がい者が生活の質を高めるためのサービスに「つながる」ためには、本人に最もふさわしいサービスをトータルに提供できるコーディネート機能の質の向上が求められます。さらに、障がい者に対する支援が効果的・効率的に実施されるためには、行政機関、相談支援事業者、サービス事業者などによるフォーマルな支援だけでなく、ボランティア等によるインフォーマルな支援も含めた、支援に携わるあらゆる関係者が円滑に連携し合える環境づくりが必要です。そして、これらの「つながるしくみ」の基本は、当事者である障がい者が参画することです。

① 当事者の参画

- 各施策分野における具体的取組の実施に際しては、そのプロセスにおいて障がい当事者や家族等の意見を尊重します。
- 当事者団体等との意見交換の機会を持ち、障がい者自身の意見を尊重しながら障がい者施策を推進します。

② 障がい者とサービス等をつなぐしくみづくり

- 地域で生活する障がい者が直面する生活上の困難を総合的な視点から解消できるよう、障がい者基幹相談支援センターを核として、各種相談支援活動の充実を図ります。
- 困難な問題を抱えた障がい者について、支援に関わるスタッフ全員が課題共有できるような場の確保に努め、障がい者が必要なサービスや関係機関とのつながりを切れ目なく確保できるよう努めます。

③ 当事者及び関係者のネットワークづくり

- 障がい当事者、支援者、関係機関等が共通の認識のもとで地域の課題について協議し、改善に向けた取組につなげていくために、嘉麻市・桂川町との2市1町共同で設置されている「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」の展開を目指します。
- 障がい者に係る地域の課題に応じて、必要な関係者が柔軟に集まり、協議し合う活動を推進します。

④ 重層的支援体制の整備

- 地域や支援機関の連携や役割の理解に努め、障がい、子育て、介護、生活困窮など複合的な課題を抱える世帯の相談を、多機関の協働により包括的に受けとめるための体制を整えます。

